

最終処分場外に産廃投棄

県四日市の業者許可取り消し

産業廃棄物を埋め立てずに投棄したとして、県は十八日、廃棄物処理法に基づき、四日市市桜町の産廃処理会社「山本」（阪本幹男社長）の産廃処理業と最終処分場の許可を取り消す行政処分をした。

県によると、同社は昨年十一月九日、産廃の中間処理業者から最終処分を受託した廃プラスチックなど約五・六立法容の産廃について、同社の最終処分場に埋め立てず、近くの土地に投棄した。

近隣住民から「処分場の外で重機が動いている」との通報を受けた県が調査して発覚。同社は最終処分場に持ち込まれた産廃をダン

プに載せ、近くの山肌

に投棄していた。県は不法投棄の総量を調べている。

同社は県の聞き取りに対し、平成二十七年四月ごろから同様の行爲をしていたと説明。「最終処分場の容量が減ったため、受け入れを続けるために産廃を運び出した」と話しているという。